

令和5年度フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業 (金融オープンイノベーション支援) 補助金 よくある質問 Q&A

【補助対象事業者・補助対象事業について】

Q1 補助対象事業は、ピッチイベント、アクセラレータプログラム、マッチングイベントに限られるのか。

A1 上記のイベント・プログラムは一例です。東京都内で開催し、フィンテック企業等と金融事業者等との協業の促進、金融分野のオープンイノベーションの創出に資するイベント・プログラムであれば応募が可能です。

Q2 フィンテック企業・金融事業者以外が参加する事業は補助対象とはならないのか。

A2 金融分野のオープンイノベーションの創出に資する事業であれば、非金融のスタートアップや事業会社等が参加する事業であっても補助対象となります。

例えば、金融事業者のサービスの高度化を実現する技術やビジネスモデルを提供し得る非金融のスタートアップ企業と金融事業者との協業、フィンテック企業の金融商品やサービスを活用して、自社事業の高度化を図る非金融の事業会社等とフィンテック企業との協業を促進する事業も応募が可能です。

Q3 交付決定前に開始した事業は補助対象とならないのか。

A3 交付決定前に開始した事業は補助対象となりません。

契約や支払いを含め、補助対象事業は、必ず交付決定後に開始するようにしてください。

Q4 「都が複数のイベントやプログラムを複合的に提供していると認める場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。

A4 例えば、マッチングイベントを複数回開催することで、継続的な協業機会を提供する場合や、ピッチイベントの参加企業等に対してアクセラレータプログラムを連続的に実施する場合などを想定しています。

Q5 交付決定後、補助対象事業が延期・中止となった場合、補助対象となるか。

A5 (令和6年3月31日までに実施できる場合)

変更内容について都に報告を行い、必要に応じて、変更承認申請書(第7号様式)を提出してください。変更内容が承認された場合、補助対象となります。

(令和6年3月31日までに実施できない又は事業を中止する場合)

補助対象となりません。

【補助対象経費について】

Q6 補助額の計算について、千円未満の端数を切り捨てるのは、経費区分ごとに切り捨てるのか、合計額を切り捨てるのか、どちらか。

A6 経費区分ごとに切り捨ててください。

(例)

補助対象経費

(1) 施設・付帯設備等使用料：1,001,000 円

(2) 会場設営・運営委託費：1,001,000 円

合計：2,002,000 円

補助金申請額(経費区分ごとに補助率(2分の1)を乗じ、千円未満の端数を切り捨て)

(1) 施設・付帯設備等使用料：500,000 円

(2) 会場設営・運営委託費：500,000 円

合計：1,000,000 円

Q7 「当該事業の実施に伴って得た収入額」は補助対象経費から除かれるとのことであるが、交付申請時には収入額をどのように見込めば良いか。また、交付額の確定に当たり、実際の収入額の根拠書類として、何を提出すれば良いか。

A7 補助金交付申請書(第1号様式)においては、収入見込額は控除しない金額で申請してください。なお、チケット代などの収入が見込まれる場合は、事業概要書(第2号様式)において、収入見込額を記載してください。

また、事業の実施後、実績報告書(第10号様式)において、収入額を報告してください。交付額の確定に当たっては、チケット販売業務受託事業者等からの収入報告書などにより確認します。